

高等教育の修学支援新制度について

当校は「大学等における修学の支援に関する法律」により、意欲のある学生の修学を支援するため、授業料・入学金の減免ができる学校であることを国から認められました。

【支援内容】 授業料等減免制度

【支援対象の要件】

①家計の経済状況に関する要件

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 等

②学業成績・学習意欲に関する要件

- ・高校の評定平均値が3.5以上であること
- ・入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ・学習計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること 等
(申請時に高校3年生か在学生かによって異なります。)

③国籍・在留資格に関する要件

- ・日本国籍を有する者
- ・法定特別永住者として本邦に在留する者 等

④大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ・高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者 等

※詳細は文部科学省のHPをご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

【授業料等減免額】

世帯の所得により下記の金額を上限額として減免します。

①授業料等減免額 〈専門学校 国公立 昼間制〉

授業料減免上限額(年額)	入学金減免上限額(1回限り)
166,800円	70,000円

②授業料等減免及び給付型奨学金の支給を受けた場合

授業料減免上限額 (年額)	入学金減免上限額 (1回限り)	給付型奨学金(学資支給金) ※(事務手続きは日本学生支援機構)		
			月額	(参考)年額
166,800円	70,000円	自宅	29,200円	350,400円
		自宅外	66,700円	800,400円

※給付型奨学金(学資支給金)の詳細は、日本学生支援機構へお問い合わせください。

【申請希望者】

- ・申込を希望する方は日本学生支援機構及び学校事務へお問い合わせください。

【参考HP】

文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

日本学生支援機構 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

○機関要件確認申請書(大学等における修学の支援に関する法律第7条1項の確認に係る申請書) 添付

○機関要件承認通知書 添付